

函館市監査公表第18号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年10月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 都 景
令和 5 年 (2 0 2 3 年) 1 0 月 1 0 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 9 9 条 第 1 4 項 の 規 定 に よ り ,
次 の と お り 通 知 し ま す 。

部 局 名	都 市 建 設 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・		その他 (行政監査)
監査等実施期間	令和 4 年 8 月 3 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 2 7 日	提出日	令和 5 年 6 月 5 日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勸告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
<p>イ 受入れて 5 年を超える残高について</p> <p>会計規則第 8 2 条においては、「歳入歳出外現金は、これを受入れた日から 5 年を経過した場合は、特に指定するものを除き歳入に受入れなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかし、受入れた日から 5 年を経過した歳入歳出外現金について、当該現金を特に指定したとする手続が確認できなかったことから、改めて指定する手続を執られたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>当該現金 (所管分 : 市営住宅敷金および特定公共賃貸住宅敷金) については、財務部財政課において取扱いを整理し、指定の手続きを執ったところであります。</p>			

函 都 景
令和5年(2023年)10月10日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	都市建設部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他(行政監査)	
監査等実施期間	令和4年8月31日～令和5年3月27日	提出日	令和5年6月5日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		
ウ：残高確認の主管者への報告について 残高について財務会計システムと住宅の敷金台帳との確認を行っているが、その結果を会計規則第79条の規定に基づき、財務部長が指定した歳入歳出外現金の主管者に報告していない事例が見受けられたことから、主管者へ報告するよう改められたい。			
措置内容、対応・考え方			
毎月初めに前月末時点の残高について、財務会計システムと住宅の敷金台帳との確認を行い、当該歳入歳出外現金の主管者である都市建設部まちづくり景観課長の決裁を得ることとしたところであります。			